

指定1日型デイサービス事業（第1号通所事業）重要事項説明書

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人藤田長生会
主たる事務所の所在地	〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目18番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 藤田一憲
設立年月日	昭和49年4月1日
電話番号	082-228-9231

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター神田山長生園	
サービスの種類	指定1日型デイサービス事業（第1号通所事業）	
事業所の所在地	〒732-0068 広島市東区牛田新町一丁目18番1号	
電話番号	082-228-9231	
指定年月日・事業所番号	平成12年1月21日指定	3470100912
実施単位・利用定員	1単位	定員34人
通常の事業の実施地域	広島市東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

指定1日型デイサービス事業（第1号通所事業）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時50分から午後4時00分

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤兼務1人 非常勤兼務4人
看護職員	非常勤兼務4人
介護職員	常勤専従7人 常勤兼務1人 非常勤専従11人 非常勤兼務7人
機能訓練指導員	常勤専従1人 非常勤兼務4人

7. サービス提供の担当者

管理責任者（管理者）及びサービス提供担当職員（生活相談員）は下記の通りです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望等ありましたら、お申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 近藤 直子
担当 職員の氏名	生活相談員 近藤 直子
	生活相談員 松村 彰臣

8. 利用料

- (1) 指定1日型デイサービス事業（第1号通所事業）サービス利用料別紙参照
- (2) その他の費用は、重要説明事項別紙参照
- (3) 指定1日型デイサービス事業（第1号通所事業）サービスのキャンセル料
利用料が月単位の定額のため、1回利用 料金のキャンセル料は発生しません。

(4) 支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に、郵便局の口座から引き落としになります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日（休業日の場合は直前の営業日）以降に、現金でお支払いください。
口座への振込	振込手数料は利用者負担

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	別紙「緊急連絡先等一覧」に準ずる
緊急連絡先（家族等）	別紙「緊急連絡先等一覧」に準ずる

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

当事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付責任者：近藤 直子 ☎：082-228-9231 ・ 苦情解決責任者：松村 彰臣 ☎：082-228-9231 ・ 営業時間 8：30～17：30 ・ 来園、電話、書面にて受付
------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島市健康福祉局介護保険課	電話番号 (082) 504-2183
	広島県国民健康保険 団体連合会	電話番号 (082) 544-0770

11. サービスの利用にあたっての留意事項.

(1) 持ち込み品	持ち物には全て氏名をご記入ください。
(2) 提示書類	<p>ご利用にあたり、下記の書類を提示して頂きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険証 ② 介護保険負担割合証 ③ 被爆者健康手帳 ④ 社会福祉法人等利用者負担減免確認証 ⑤ 医療機関利用時に必要な保険証類
(3) 送迎時間について	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則、玄関から玄関までの送迎になります。 ② 身体的、環境的等の諸事情がある場合は、ご本人ご家族と、話し合いを行い、送迎時間を調整致します。 ③ お迎えの時間の目安をお知らせしますが、天候や交通事情等で前後する場合がありますので、ご自宅でお待ちください。事業所から電話連絡いたします。(到着時間前後10分程度は誤差範囲としてご容赦ください) ④ 乗車中は、全座席シートベルトを着用させて頂きます。 ⑤ 送迎車到着後、体調不良等を除き、準備等が出来ていない場合は他のご利用者に、迷惑をかけてしまいます。ご本人、ご家族の協力をお願い致します。

(4) 設備・器具等の利用	<p>① 設備・器具類のご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。</p> <p>② 機能訓練に関する器具の使用に関しては、職員の指示に従い使用をお願いします。(事故防止)</p>
(5) 喫煙・飲酒	<p>ご利用時間内は飲酒、喫煙することはできません。</p>
(6) 宗教・政治・営利等活動	<p>施設内では、利用者・職員を問わず宗教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。</p>
(7) 貴重品の管理	<p>ご利用者自身が管理できない場合、持込みをお断りします。又、貴重品をご持参の場合、紛失等につきまして責任は負いかねます。</p>
(8) 遺失物等	<p>持ち主の分からない遺失物があった場合1ヶ月のみ預かり、その後処分させていただきます。</p>
(9) サービス利用の注意事項	<p>快適にご利用いただけるよう、安全な環境作りに努めていますが、身体状況や病状に伴い様々状況が発生することがあります。</p> <p>① 転倒による骨折 ② 軽度の摩擦や打撲で皮下出血、皮膚剥離 ③ 認知機能低下等により、誤嚥・誤飲</p> <p>※事業所として、細心の注意を払いサービスを提供させていただきます。</p> <p>【体調が急変された場合】 速やかに家族、主治医に連絡を取るなど、必要な処置を講じます。 家族等に連絡が取れない場合には、事業所の看護師の判断で病院への救急搬送をすることがあります。</p> <p>【帰宅願望・外出を希望される場合】 サービス利用中、本人の強い希望により外に出られた場合、職員の付き添いはできません。外出を断念して頂くか、家族と相談の上、迎えに来ていただくことがあります。</p>
(10) その他	<p>ご利用者、ご家族との連携を持ち状況に応じた対応をさせていただきます。</p>

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 広島市東区牛田新町一丁目18-1
事業者（法人）名 社会福祉法人藤田長生会
代表者職・氏名 理事長 藤田 一憲 印

説明者職・氏名 生活相談員 近藤 直子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
氏名 印
本人との続柄